

## 移転措置事業の事務手続に係る電子メールアドレスについて

東海防衛支局では、移転措置事業により建物等の移転補償や土地の買入れを行っています。

移転措置事業の事務手続に係る資料については、**令和4年1月から電子メールでの提出**ができるようになりました。

移転措置事業の事務手続に係る**電子メールアドレス**は、以下のとおりです。

### ■ 移転措置事業の事務手続に係る資料提出用電子メールアドレス

[itensochi-tk@kinchu.rdb.mod.go.jp](mailto:itensochi-tk@kinchu.rdb.mod.go.jp)

※本電子メールアドレスは、移転措置事業の事務手続資料提出用となります。

※本電子メールにお問い合わせをいただいても返信いたしかねますので、ご了承ください。

### 「移転補償等希望届」を電子メールで提出される方へ

移転措置事業により建物等の補償や土地の買入れを希望される方は、下記の「**移転補償等希望届**」に必要事項を記入または入力の上、電子メールにて東海防衛支局防音対策課移転措置担当へ提出してください。

#### ■ 「移転補償等希望届」【Word版】【PDF版】

- 「移転補償等希望届」を提出するにあたって、必要な以下の書類については、スキャナーなどを使用しPDF化したものを添付してください。
  - 案内図（物件の所在地を示す公図の写しなど）
  - 建物の所有権、建築時期等を証する書類（登記事項証明書、資産証明書など）
  - 土地の所有権等を証する書類（登記事項証明書など）
- 「移転補償等希望届」を電子メールで受信した際は、原則、受信日の翌日（受信日が金曜日、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12/29～翌年1/3）の場合は、翌開庁日）までに受信した旨の電子メールを東海防衛支局より返信させていただきますのでご確認ください。※<sup>1</sup>
- また、電子メールで提出された「移転補償等希望届」の受付可否については、後日、電子メール等にて連絡致します。※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 状況により、電子メールによる返信については、一定のお時間を要する場合がありますことをご了承ください。

※<sup>2</sup> 従前の紙媒体での提出も引き続き受け付けます。

### 東海防衛支局からの電子メールが届かない場合の対処法について

- 受信拒否設定を解除又は迷惑メールフォルダをご確認ください。**  
迷惑メールとして受信拒否、もしくは迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性がございます。
- メールボックスの容量をご確認ください。**  
メールボックスに空き容量がない場合、電子メールが受信できない場合があります。その場合は、サーバ等の不要な電子メールを削除してください。

### 移転措置事業の事務手続きのお問い合わせ先

移転措置事業の事務手続きに関するお問い合わせ先は下記のとおりです。

東海防衛支局 防音対策課 移転措置担当

電話 052-952-8226